

（仮称）浦安市まちづくり基本条例骨子案の比較

第4回懇話会 (令和3年11月11日開催)	第2回懇話会 (令和3年9月6日開催)
<p>1 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 この条例は、まちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることを目的とします。 ・条例の位置付け (1) 市民、市及び議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重します。 (2) 市及び議会は、浦安市の目指すべきまちの姿を示す基本構想及びそれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）その他の計画の策定及び変更並びに他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。 ・用語の定義 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいいます。 (2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (3) 市政 行政運営及び議会活動をいいます。 (4) まちづくり 浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。 <p>2 まちづくりの基本原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの基本的な考え方 (1) まちづくりは、課題を抱える市民を基点に行うことを基本とします。 (2) 市民は、まちづくりを進めるに当たり、自らできることは自ら、自分たちでできることは自分たちで考えて実践します。 (3) 市及び議会は、市民の行うまちづくりを尊重した上で、市民との協議及び同意を経ることを原則として、市民の信頼に基づいて、その取組を補完し、支援します。 	<p>1 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 まちづくりの基本原則やまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるという条例の目的について規定します。 ・条例の位置づけ 「浦安市のまちづくりの基本を定めるもの」という条例の位置づけについて規定します。 ・定義 条例で使用する用語の意義について規定します。 <p>2 まちづくりの基本原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの基本的な考え方 「まちづくりは、より身近なところから行う」というまちづくりを進めていく上で基本となる考え方について規定します。

<p style="text-align: center;">第4回懇話会 (令和3年11月11日開催)</p>	<p style="text-align: center;">第2回懇話会 (令和3年9月6日開催)</p>
<p>・まちづくりの基本原則 まちづくりの基本原則は、次に定めるとおりです。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市民、市及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有し、活用します。</p> <p>(2) 参加と連携協力の原則 市民、市及び議会は、市民の参加により、連携協力してまちづくりを進めます。</p> <p>(3) 健全な市政の原則 市及び議会は、二元代表制の下、市民の信頼に応えながら、総合的かつ計画的に健全な市政を行います。</p> <p>3 市民の権利及び役割</p> <p>・市民の権利 市民は、まちづくりに関して、次に掲げる権利を有します。</p> <p>(1) まちづくりに関する情報を知る権利</p> <p>(2) 参加する権利</p> <p>・市民の役割</p> <p>(1) 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、参加するよう努めるものとします。</p> <p>(2) 市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いの立場及び考えを尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。</p> <p>4 市長の責務 市長は、浦安市の代表者として、その地位が市民からの負託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営に当たるとともに、職員を指揮監督し、その能力の向上を図らなければなりません。</p> <p>5 議会の責務 議会は、直接選挙によって選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させるよう努めなければなりません。</p>	<p>・まちづくりの基本原則 「情報共有の原則」、「参加と連携・協力の原則」、「健全な市政運営の原則」というまちづくりの基本原則について規定します。</p> <p>3 市民 まちづくりを推進していくに当たって、まちづくりの主体となる市民が持つ権利と責務について規定します。</p> <p>5 市長等 直接選挙で選ばれた浦安市の代表者である市長と、自治体の事務を管理執行する執行機関の責務について規定します。</p> <p>4 議会 直接選挙で選ばれた議員により構成され、市長とともに二元代表制の一翼を担う議会の責務について規定します。</p>

<p style="text-align: center;">第4回懇話会 (令和3年11月11日開催)</p>	<p style="text-align: center;">第2回懇話会 (令和3年9月6日開催)</p>
<p>6 情報の共有</p> <p>・ 情報共有</p> <p>(1) 市及び議会は、まちづくりに関する情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めます。</p> <p>(2) 市民は、まちづくりに関する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集、他の市民や市及び議会との情報の共有に努めます。</p> <p>・ 情報公開</p> <p>市及び議会は、市民のまちづくりに関する情報を知る権利を保障するとともに、市民のまちづくりへの参加を促進するため、公文書の管理及び開示を適正に行います。</p> <p>・ 個人情報の保護</p> <p>市及び議会は、個人情報の保護を図るため、個人情報の収集、利用、提供及び管理を適正に行います。</p> <p>7 参加と連携協力</p> <p>・ 参加</p> <p>市及び議会は、まちづくりに関して、市民の参加する権利を保障するとともに、参加を促進し、支援します。</p> <p>・ 連携協力</p> <p>(1) 市民は、互いの自発性及び自主性を尊重しつつ、必要に応じて相互に補完しながら、連携協力してまちづくりを進めるよう努めます。</p> <p>(2) 市民、市及び議会は、適切な役割分担の下、果たすべき役割と責務を自覚し、それぞれの特性をいかしながら、連携協力してまちづくりを進めます。</p> <p>8 健全な市政</p> <p>(1) 市長は、広く市民の参加を求め、浦安市の最上位計画として総合計画を策定し、市は、これに基づいて総合的かつ計画的に行政運営を行います。</p> <p>(2) 議会は、行政運営の透明性の向上及び市民の意思の反映のため、議会の権限を最大限に行使して議会活動を行います。</p>	<p>6 情報の共有</p> <p>まちづくりの基本原則を受け、情報共有を進める上で必要となる、市が保有する情報の公開や個人情報保護の考え方について規定します。</p> <p>7 参加と連携・協力</p> <p>まちづくりの基本原則を受け、参加と連携・協力を進める上で必要となる、市民の参加と市民及び市の連携・協力の考え方について規定します。</p> <p>8 健全な市政運営</p> <p>まちづくりの基本原則を受け、将来にわたって持続可能なまちづくりを支えるために必要となる、市政運営の考え方について規定します。</p>

<p style="text-align: center;">第4回懇話会 (令和3年11月11日開催)</p>	<p style="text-align: center;">第2回懇話会 (令和3年9月6日開催)</p>
<p>9 広域連携 市及び議会は、課題解決の必要に応じて、千葉県及び国と対等な立場で適切な役割分担の下、連携協力するとともに、相互に共通する課題又は広域的な課題を解決するため、他の市区町村と連携協力します。</p> <p>10 条例の見直し 市長は、社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて、この条例を見直すための措置を講じます。</p>	<p>9 広域連携 広域化する行政需要に対応するため、国や千葉県、他の地方公共団体との連携・協力について規定します。</p> <p>10 条例の見直し 条例の実効性を確保し、本市を取り巻く社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、条例の見直しについて規定します。</p>